

# 9月の市民相談

【市民相談室（市役所2階山側）】 内線 511  
直通 TEL 22-4286 IP 050-5528-5147

相談内容	とき
一般相談（市民相談室相談員が受けます） 悩みごとや困りごとなどの相談、市の仕事に対する陳情や苦情など * 土曜日は事前に電話で予約を	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時 土曜日（事前予約制） 午前9時～午後4時
人権相談（人権擁護委員が受けます） セクハラ、いじめ、高齢者虐待、DV問題など * 午後は事前に電話で予約を	8日(火) 午前10時～午後3時
税務相談（税理士が受けます） * 事前に電話で予約を	10日(木) 午前10時～午後3時
行政相談（行政相談委員が受けます） * 午後は事前に電話で予約を	16日(水) 午前10時～午後3時
行政書士相談（行政書士が受けます） 相続と遺言について他、各種行政手続きに関する相談 * 事前に電話で予約を（8月20日(木)の午前9時から受付）	9日(水) 午後1時～4時
法律相談（弁護士が受けます） * 法律相談に限り、市民相談室か多賀市民相談コーナーで相談希望日の前日までに話をお伺いして、予約となります。電話予約は受け付けていません。	1日(火)・15日(火) 午後1時～4時 (1日7人まで。1人25分程度)
巡回暴力相談（茨城県暴力追放推進センターの相談員が受けます） * 事前に電話で予約を	17日(木) 午前10時～午後4時
総合労働相談・働き方改革相談（社会保険労務士が受けます） 解雇、賃金、労働契約、年金、働き方改革に関することなど * 事前に電話で、茨城県社会保険労務士会（TEL 029-350-4864）に申し込みを（定員に空きがある場合は当日の対応可）	24日(木) 午後1時30分～4時30分

\* 日常生活の困りごとなどについて「どこに相談したらいいかわからない」ときは、市民相談室にお気軽にご相談ください。

【多賀市民相談コーナー（多賀支所内）】 TEL 36-6221

相談内容	とき
一般相談（市民相談室相談員が受けます） * 悩みごとや困りごとなどの相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時

【女性生活相談コーナー（女性センター内）】 TEL 35-2215

相談内容	とき
女性の生活全般にわたる悩みごとや離婚問題、家庭内暴力（DV）・デートDVなどの困りごとの相談（女性生活相談員が受けます）	月～金曜日（祝日を除く） 12日(土)・26日(土) 午前10時～午後4時

【ボランティア情報相談コーナー（コミュニティ推進課内）】 内線 488

相談内容	とき
ボランティア団体や活動に関する情報提供や相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

【消費生活センター（日立シビックセンター6階）】 TEL 26-0069

\* 消費生活センターの相談は、正午から午後1時の間も受け付けています。

相談内容	とき
悪質商法などによるトラブルや消費生活知識、借金問題などの相談（消費生活相談員が受けます）	月～土曜日（祝日を除く） 午前9時30分～午後5時30分（土曜日は午後4時30分まで） * 毎月最終月曜日は休所

日立市の新鮮な情報をお届け！

## ケーブルテレビ J W A Y 行政情報番組

番組情報は  
こちらから

地上デジタル  
11ch



### 9月の新規番組をご紹介します♪

#### ピックアップ情報

【10分番組】（毎週土曜日更新）

【放送時間】 火～金曜日「ひたち・ほっとニュース」の後半。月・土・日曜日は7:40～1時間ごとに10:40まで、12:40、20:20(\*)、22:20(\*) \* 土・日曜日のみ

- ひたちカコイマ映像館 vol.1（5日～）
- 知っておこう 認知症のこと（12日～）
- 日立の魅力再発見ウォーク part1（19日～）
- 雇用センター多賀の取り組み（26日～）

#### まるごとひたち情報ネット

【30分番組】（毎週土曜日更新）

【放送時間】 毎日7:00～、9:00～、12:00～、（月～金曜日）20:00～、（土・日曜日）20:30～

- 市政の今シリーズ①障害福祉の取り組み（5日～）

\* 番組の内容やタイトルは変更となる場合があります。

問合せ 広報戦略課 内線 509

日立市役所 〒317-8601 助川町1-1-1 TEL 22-3111 IP 電話 050-5528-5000

## 通信販売の代金後払いで弁護士事務所から督促!?

【相談内容】初回の価格の安さに引かれて、スマートフォンから健康食品を注文した。代金は、後払いを選びコンビニで支払った。2回目、3回目の商品が届いたが、定期購入を申し込んだ覚えがなかったので、支払いを放置していた。昨日、突然弁護士事務所から督促状が届き、驚いて連絡すると、後払い決済サービス事業者から委任されたというが、どうしたらいいか。(50代女性)

【助言】相談者が選んだ代金の支払いは、立替払い型の後払いで、決済サービス事業者が、消費者に代わって商品代金を支払い、消費者が決済サービス事業者に代金を支払う仕組みです。今回の督促状は支払いが滞ったため、決済サービス事業者が弁護士に委任したものです。

この場合、消費者と販売店の契約が、定期購入だったか否かで、決済サービス事業者への支払いを止めることはできません。

はじめに健康食品を注文した時の広告表示や利用規約を確かめ、法律に反する内容があれば販売店と交渉をします。原則、交渉の結果に基づいて、督促状の内容に対応することになります。

このようなトラブルを防止するためには、商品が届いた時点で契約内容を確認し、販売店に問い合わせるなど放置しないことが大切です。

昨今、立替払い型の後払い決済サービスをめぐる相談が増えています。通信販売を利用するときは返品、支払いなどの販売条件を確認してから申し込み、契約内容は必ず控えておきましょう。

**問合せ** 消費生活センター TEL 26-0069

IP 050-5528-4916 月～土曜日：午前9時30分～午後5時30分（土曜日4時30分まで）  
休所日：日曜日・祝日・毎月最終月曜日・年末年始 \*来所の際は事前にご連絡をお願いします。

\*次回の「ストップ！消費者トラブル」は10月20日号に掲載予定です。

## 青少年のたくましい成長のために ①

### 日立市青少年育成推進会議の各部会などの取り組みを紹介します

#### 【家庭教育部会】

子育て世代が地域で明るく楽しく過ごせ、不安や孤独を感じることがないように、未就学児とその親が住んでいる地域の中で交流できる「親子教室」の開催支援を通して、「健全な家庭づくり」運動を推進しています。

#### 【環境浄化部会】

青少年の深夜外出制限、薬物や危険ドラッグの乱用防止、インターネット安全利用、あいさつがもっとも身近なコミュニケーションであることなどを啓発し、青少年が安全・安心に過ごせる環境づくりを推進しています。

#### 【地域活動部会】

地域が地域の子どもを育てる「地域親」活動の一つとして、子どもが野外活動を体験できる「地域わんぱく隊」の開催を支援しています。また、各地域の活動報告や意見交換を行う地域活動研究

会を開催し、地域活動の充実を図っています。

#### 【特別委員会】

インターネットやSNSの利用などについて、家庭のルールが必要なことを呼びかけるとともに、少年の主張・体験文の発表や青少年の善行などをたたえる「青少年健全育成のための市民の集い」を開催するほか、「ひたち郷土かるた」ゆかりの場所を回り郷土愛を育むとともに、日立市を徒歩で縦断し、目標を達成した時の喜びや感動を経験することで豊かな心を育成する「小学生歩こう会」を開催しています。



小学生歩こう会  
(古房地公園付近)

**問合せ** 日立市青少年育成推進会議事務局（女性若者支援課内 TEL 26-0315）

\*次回の「青少年のたくましい成長のために」は10月20日号に掲載予定です。